契約変更理由書

神戸市

工　事　名	遠矢浜公園便所改築工事

契約変更概要

【建築工事】

①　小便器用手摺の仕様変更

【電気工事】

①　屋外照明用配管配線追加

②　電話用配線の取止め

③　コンセントの追加・取止め

④　配管配線・プルボックスの変更

【機械工事】

①　第一止水栓・メーターボックス移設の追加

契約変更の理由

【建築工事】

①　施工図調査により、当初設計は当該手摺が床タイル及びシステムウォールと接合する仕様だが、利用者の利便性及び管理者の保守性に配慮するため、システムウォールのみの接合となった。

【電気工事】

①　現場調査の結果、当初図面にはなかった屋外照明用の配線が、既設便所を経由して配線されていたため、既設便所撤去の支障となるため、他配線と同様に新設配線を行う。

②　引込分電盤から事務所までの電話用配線について、現地管理者と調整の結果、別途発注の通信事業者の工事で行う事となったため、取止めとする。

③　機械工事にて設置する機器仕様に合わせ、コンセントの追加、取止めを行う。

④　施工上の納まりを考慮し、一部配管配線、プルボックスの変更を行う。

【機械工事】

①　設計段階では公道上に設置されていた既設第一止水栓を流用する計画であったが、施工段階において道路管理者である建設局との協議により公道上に止水栓の設置は不可とされたため、本工事にて設置場所を敷地内へ移設する。それに伴いメーターボックスの設置場所は、敷地内の入り込んだ場所から移設した第一止水栓の近傍へ変更する。

（公表様式第６号）